

第 2 部



区等の基本的責務と役割

目 次

第1章	区等の基本的責務と役割	39
第1節	基本理念及び基本的責務	39
第1	決意と基本理念	39
第2	基本的責務	40
1	区民の責務	40
2	事業者の責務	40
3	区の責務（板橋区防災基本条例第6条～第8条）	41
第2節	区及び関係各機関の役割	42
第1	板橋区の役割	42
第2	板橋区災害対策本部の役割	43
1	板橋区災害対策本部の組織	43
2	本部長室	44
3	各部	46
第3	東京都の役割（東京都地域防災計画より）	57
第4	都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋）	58
第5	指定地方行政機関	59
第6	自衛隊（東京都地域防災計画より）	60
第7	指定公共機関（東京都地域防災計画より）	61
第8	指定地方公共機関（東京都地域防災計画より）	62
第9	その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より）	62
第10	区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より）	62
第11	災害緊急事態の布告	63

第1章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第1 決意と基本理念

- 東日本大震災をはじめとする大地震、たび重なる風水害、そして近年多発する大規模な事件及び事故により、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて認識した。
- 災害はいつ私たちに襲うかも知れない。災害からいのち、くらし、まちを、私たち自身の手で守るために、全ての人が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務を自覚し、力を合わせて安全なまちを築いていかなければならない。
- そのためには、自らのことは自らが守るという自助、地域社会全体で地域を守るという共助、行政が区民の安全を確保するという公助の役割を念頭に、予防対策から応急・復旧対策及び復興対策に至るまでを一連の総合的な防災対策として捉え、地域防災の充実及び強化に努めていくことが大切である。
- ここに、この板橋を、自立と助け合いの精神に支えられ、全ての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造するという決意を表明する。

以上の決意のもと、基本理念を次の通りとする（板橋区防災基本条例第2条）。

- 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、全ての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。
- 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。
- 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、及び助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2 基本的責務

1 区民の責務

(1) 災害に対する備え（板橋区防災基本条例第4条、東京都震災対策条例第8条）

- 区民は、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、**区民**全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 区民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるように努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え
 - イ 家具類の転倒・落下・移動防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食糧等の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法についての確認
- **区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。**
- **区民は、知事その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。**

(2) 帰宅困難者対策（東京都帰宅困難者対策条例）

- 都民は、東京都帰宅困難者対策条例第3条に基づき、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。また、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.1.1 東京都帰宅困難者対策条例

2 事業者の責務

- 板橋区防災基本条例第5条に基づき、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における区民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。
- 事業者は、東京都震災対策条例第10条に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位の事業所防災計画を作成しなければならない。
また、事業継続計画（BCP）の作成を進め、重要事業の継続と地域経済の早期復興、雇用の維持に努めなければならない。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.1.2 東京都震災対策条例 資料震 2.1.3 東京都震災対策条例施行規則

- 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、帰宅困難者対策（事業所に通勤し、又は来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものの災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。）に取り組むよう努めなければならない。
- 具体的には、東京都帰宅困難者対策条例第4条に基づき、大規模災害の発生時において都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。また、同第7条に基づき、従業者の一斉帰宅の抑制及び従業者の3日分の食糧等の備蓄に努めなければならない。

3 区の責務（板橋区防災基本条例第6条～第8条）

(1) 基本的責務

- 区は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。
- 区は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するように努めなければならない。

(2) 区民、事業者及び国等との連携

- 区は、常に区民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等（以下この本章において「国等」という。）との連携に努めるものとする。この場合において、区は、必要があると認めるときは、区民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(3) 区民等に対する支援等

- 区は、区民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力を行う。
- 区は、地域の自主的な住民防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。
- 区は、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携して防災活動に取り組むことができるよう、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第2節 区及び関係各機関の役割

第1 板橋区の役割

- (1) 板橋区防災会議に関する事
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (4) 緊急輸送の確保に関する事
- (5) 避難の指示等及び誘導に関する事
- (6) 水防に関する事
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関する事
- (8) 外出者の支援に関する事
- (9) 応急給水に関する事
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関する事
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事
- (13) 公共施設の応急復旧に関する事
- (14) 災害復興に関する事
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- (16) 住民防災組織の育成に関する事
- (17) 地区防災計画の策定支援に関する事
- (18) 事業所防災、事業継続計画（BCP）に関する事
- (19) 防災教育及び防災訓練に関する事
- (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

第1部

第2部

第3部

第4部

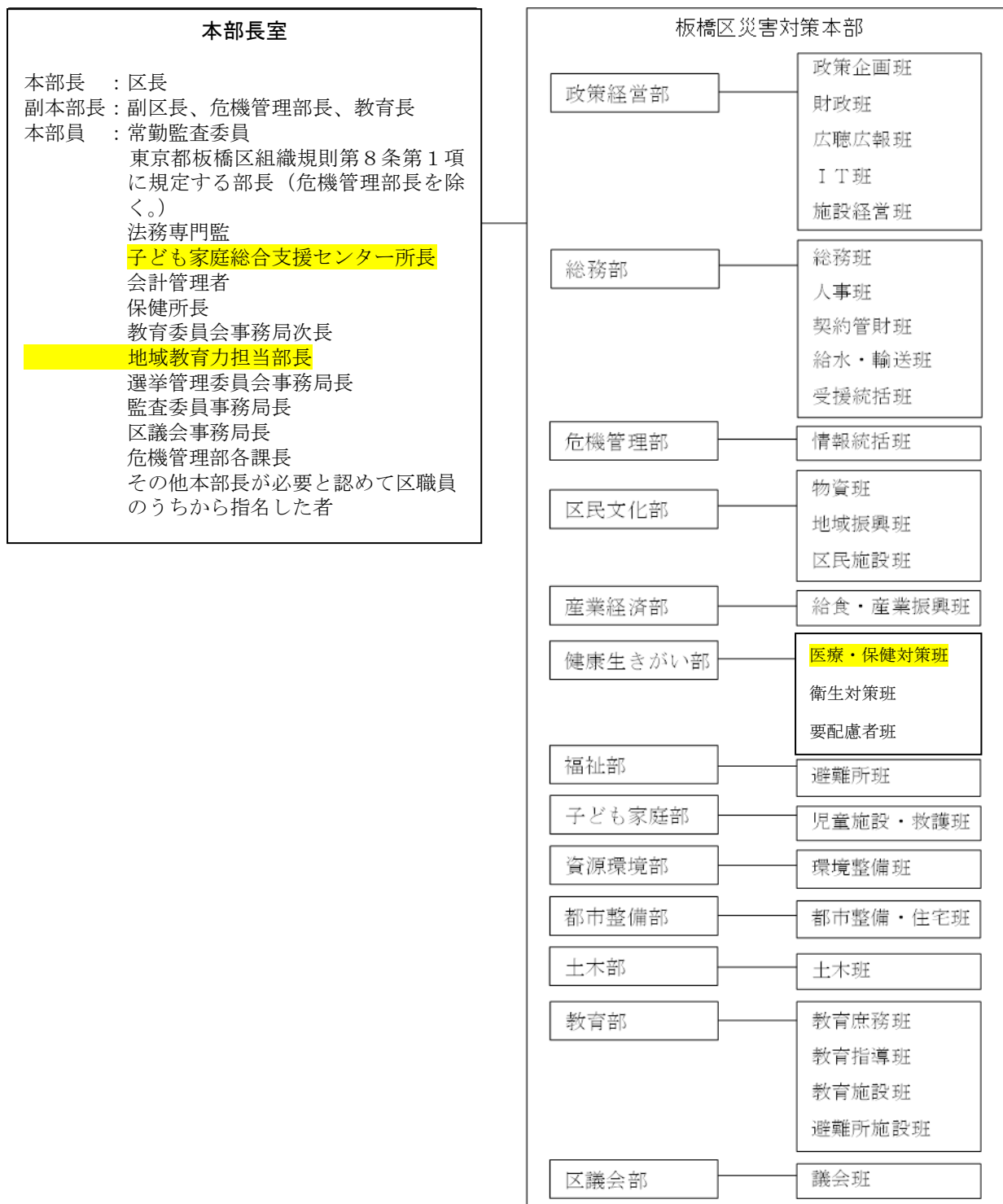
第5部

第6部

第7部

第2 板橋区災害対策本部の役割

1 板橋区災害対策本部の組織



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

2 本部長室

本部長室は、次の事項について本部の方針を審議策定する。（東京都板橋区災害対策本部条例施行規則）

- (1) 本部の非常配備態勢及び現地対策本部の設置に関すること。
- (2) 重要な情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示等に関すること。
- (4) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (5) 被災者の救出に関すること。
- (6) 都知事に対し災害救助法の発動を要請すること。
- (7) 都知事に対し自衛隊災害派遣について要請すること。
- (8) 都知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請すること。
- (9) 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請に関すること。
- (10) 他の区市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (11) 警戒区域の設定及び当該区域内の立入り禁止等の措置を要請すること。
- (12) 応急公用負担等に関すること。
- (13) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (14) 行政委員会に対する災害予防又は応急対策の要請に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

【本部長室の構成員及び職務】

構成員		職務
本部長	区長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副区長、危機管理部長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤監査委員 ・ 東京都板橋区組織規則第8条第1項に規定する部長（危機管理部長を除く。） ・ 法務専門監 ・ 子ども家庭総合支援センター所長 ・ 会計管理者 ・ 保健所長 ・ 教育委員会事務局次長 ・ 地域教育力担当部長 ・ 選挙管理委員会事務局長 ・ 監査委員事務局長 ・ 区議会事務局長 ・ 危機管理部各課長 ・ その他本部長が必要と認めて区職員のうちから指名した者 	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

【本部長の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

副区長以下、次の順とする。

順位	権限委譲する要員
1	副区長
2	危機管理部長
3	教育長
4	総務部長
5	政策経営部長
6	区民文化部長
7	危機管理本部員（宿直、日直）

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

3 各部

板橋区災害対策本部に設置する各部の分掌事務は次のとおりである（東京都板橋区災害対策本部条例施行規則）。また、板橋区業務継続計画に定められた、優先度の高い通常業務も併せて記載する。

なお、各部共通の事務として「来庁者の救護及び避難に関すること」「他の部・班の応援に関すること」「所管施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること」がある。

部	班・課	分掌事務	
政策経営部 （ ■ 災対部長・政策経営部長）	政策企画班	応急・復旧	1 災害応急活動の総合調整に関すること
	政策企画課	復興	1 災害復旧・復興計画（生活復興含む。）の立案及び特命に関すること
	経営改革推進課 ブランド戦略担当課		
	財政班	応急・復旧	1 災害対策関係の予算に関すること 2 区災害対策基金の運用に関すること
		復興	1 災害救助法適用による財政措置に関すること 2 激甚災害指定による財政措置に関すること
	広聴広報班	応急・復旧	1 災害に関する広報及び広聴並びに写真等による情報の収集及び記録に関すること 2 報道機関との連絡及び会見場の設置に関すること
		復興	1 災者の相談業務の連絡調整に関すること 2 被災者等の相談業務に関すること
		通常業務	1 ホームページの 管理運営 2 広報いたばしの発行
	I T班	応急・復旧	1 区の情報システムの点検（主管課導入システムを除く）、被害調査及び応急対策に関すること 2 区の情報システム（主管課導入システムを除く）の復旧及び整備に関すること
		復興	—
	施設経営班	応急・復旧	1 区有施設の建築物応急危険度判定に関すること 2 区有施設の建築物応急補強対策に関すること
		復興	1 区有施設の復旧建築業務及び災害復旧工事に関すること 2 応急仮設住宅の設置に関すること 3 区有施設の耐震補強に関すること

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
総務部 (■ 災対部長・総務部長 ■ 補佐・法務専門監、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長)	総務班 総務課 区政情報課 男女社会参画課 会計管理室	応急・復旧	1 災害弔慰金、義援金、見舞金の受付及び支給に関する事
			2 他の区市町村等への要請業務に関する事
			3 各機関支援職員の受入れに関する事（応援自治体職員を除く）
			4 日本赤十字社との連絡調整に関する事
			5 本庁舎の帰宅困難者の対応に関する事
			6 災害対策関係の会計に関する事
		復興	1 現金及び物品の出納並びに保管に関する事
		通常業務	1 区長・副区長の日程調整、来客対応等 2 庁内取締り・守衛業務
	人事班 人事課	応急・復旧	1 職員の被災確認（安否）に関する事
			2 災害対策従事職員の宿泊及び給食に関する事
			3 応援自治体職員の要請及び受入れに関する事 4 本部職員の服務及び給与に関する事
		復興	—
	契約管財班 契約管財課	応急・復旧	1 避難施設用地等の確保に関する事
			2 車両・物資の調達等緊急的な契約に関する事
			3 本庁舎の管理、被害調査及び応急対策に関する事 4 本庁舎の二次災害予防及び災害対策に関する事 5 通信（有線）の確保・総括に関する事 6 災害対策に必要な人員輸送に関する事 7 避難施設用地等の確保に関する事 8 区有財産の被害調査の総括に関する事
	復興	1 災害対策及び復興関係に伴う契約に関する事	
給水・輸送班 課税課 納税課 選挙管理委員会事務局	応急・復旧	1 災害対策に必要な物資等（飲料水を含む）の輸送に関する事	
		2 応急給水に関する事	
		復興	1 租税等の減免及び徴収猶予に関する事
	通常業務	1 税証明書の交付	
受援統括班 監査委員事務局	応急・復旧	1 受援（人的・物的）の統括に関する事	
	復興	1 受援（人的・物的）の統括に関する事	

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

部	班・課	分掌事務
危機管理部 (■ 災対部長・危機管理部長(副本部長) ■ 補佐・防災危機管理課長、地域防災支援課長)	情報統括班 危機管理部各課	応急・復旧 <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室及び本部審議に関すること 2 本部の職員動員数の把握に関すること 3 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること 4 防災行政無線等による情報収集・連絡・指令伝達に関すること 5 災害情報の総括に関すること 6 重要な情報の発表に関すること 7 災害応急活動状況の把握に関すること 8 激甚災害の指定に関すること 9 住民防災組織との調整の総括に関すること 10 帰宅困難者対応の総括に関すること
		復興 <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関すること 2 被害程度認定調査の総括に関すること 3 震災復興計画の策定に関すること
		通常業務 <ol style="list-style-type: none"> 1 防災センター機能の構築・維持管理 2 街頭消火器の維持管理 3 火災や水害の被害確認・見舞金の支給 4 非常用発電設備・深井戸の維持管理 <p style="text-align: right;">※ 3・4については災害時は各班が対応する</p>

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務		
区民文化部 (■ 災対本部長・区民文化部長)	物資班 戸籍住民課 各区民事務所	応急・復旧	1 住民記録の管理に関する事 2 救援・救助物資の受入れ及び保管並びに配分に関する事 3 火葬の許可に関する事	
		復興	1 災証明書の発行に関する事	
		通常業務	1 証明発行 2 公金の収納	
	地域振興班 地域振興課 各地域センター	応急・復旧	1 各地域センター管内における被害状況の把握に関する事 2 被災者実態調査に関する事 3 被災者台帳の作成に関する事 4 災者名簿の作成に関する事 5 地域住民への支援に関する事 6 支援機関との連絡調整に関する事 7 住民防災組織との調整に関する事 8 災害ボランティアとの調整に関する事 9 帰宅困難者の対応に関する事 (板橋、仲宿、熊野、仲町、桜川、高島平地域センター)	
	区民施設班 文化・国際交流課 美術館、 スポーツ振興課	応急・復旧	1 防災語学ボランティアの受入れ及び編成に関する事 2 指定管理者との連絡調整 (施設の運営方針の協議)	
		復興	—	
	産業経済部 (■ 災対本部長・産業経済部長)	給食・産業復興班 産業振興課 くらしと観光課 消費者センター 赤塚支所	応急・復旧	1 商工業関係の被害状況の把握に関する事 2 食料の確保及び供給に関する事 3 農地及び農業施設の被害状況の把握に関する事 4 災害対策本部の代替に関する事 (赤塚支所)
			復興	1 商工業関係の融資に関する事 2 職業あっせん計画に関する事 3 区内産業の再建支援全般に関する事 4 国・都の制度融資のための災証明書の発行に関する事 5 消費者行政に関する事
		通常業務	1 舟渡斎場の運営管理 2 東京あおば農業協同組合との連絡に関する事	

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

部	班・課	分掌事務	
健康生きがい部 （ ■ 災対部長・健康生きがい部長 ■ 補佐・板橋区保健所長）	医療・保健対策班 健康推進課 予防対策課 感染症対策課 国保年金課 健康福祉センター 板橋 上板橋 赤塚 志村 高島平 保健所	応急・復旧	1 医療機関との連絡調整に関すること
			2 医療・助産救護・応急医療救護に関すること
			3 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること
		復旧	4 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること
			5 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること
			6 被災者の健康相談に関すること
		通常業務	7 遺体の身元確認、搬送、安置、火葬の総括に関すること
			8 死者及び行方不明者の捜索（都・警察署の協力）に関すること
			9 在宅人工呼吸器使用者の支援に関すること
	1 被災者等のメンタルケアに関すること		
衛生対策班 生活衛生課	応急・復旧	2 被災者等の食事提供に係る適切な栄養管理の実施に関すること	
		3 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること	
要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付金担当課	復旧	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく措置、疫学調査、検査	
	復旧	2 精神障がいのために自傷又は他害のおそれがある物の警察官からの通報の受理	
衛生対策班 生活衛生課	応急・復旧	1 食品衛生監視及び飲料水の検査に関すること	
		2 避難所等の衛生管理に関すること	
要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付金担当課	応急・復旧	3 被災地の防疫及び消毒に関すること	
		4 医療・保健対策班の応援に関すること	
要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付金担当課	復旧	5 動物等の保護対策に関すること	
		6 防災井戸の被害調査及び水質検査に関すること	
要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付金担当課	応急・復旧	1 福祉避難所の設置・運営に関すること	
		2 避難行動要支援者支援活動に関すること	
要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付金担当課	復旧	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること	
		2 後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること	

部	班・課	分掌事務	
健康生きがい部	要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付金担当課	通常業務	1 介護保険の給付業務・認定調査 2 後期高齢医療制度の各種申請・給付業務 3 おとしより相談センター(19ヶ所)の運営 4 地域のおとしより相談センター、民生委員が高齢者を見守り・支援 5 緊急通報システム及び高齢者電話相談センター業務 6 障がい者情報を管理しているシステムの管理等
	福祉部 (■ 災対部長・福祉部長)	避難所班 生活支援課 福祉事務所	応急・復旧
板橋 赤塚 志村		復興	1 被災者実態調査に関すること 2 福祉需要調査に関すること 3 災害援護資金等の貸付けに関すること
		通常業務	1 行旅死亡人等取扱業務 2 各種福祉資金の貸付業務 3 生活保護費等の支払い 4 生活困窮者・身体・知的障がい者の相談援護業務 5 ひとり親家庭援護経費等の支出事務

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

部	班・課	分掌事務	
子ども家庭部 (■ 災対部長・子ども家庭部長 ■ 補佐・子ども家庭総合支援センター所長)	児童施設・救護班 子ども政策課 保育運営課 保育サービス課 児童館・保育園 子育て支援課 支援課 援助課 保護課 法務担当課	応急・復旧	1 応急保育の実施に関する事 2 避難所班の応援に関する事 3 支援機関との連絡調整に関する事 4 仮保育所の開設に関する事
		復興	1 被災園児・児童等への支援（メンタルケア含む）に関する事 2 被災者実態調査に関する事 3 被災園児・児童等の避難先調査に関する事 4 保育費用徴収金の減額に関する事
		通常業務	1 児童手当等の支出事務 2 子ども・ひとり親医療証の発行・支払 3 私立保育所・認定こども園等への運営費の支払い 4 子どもなんでも相談の対応
資源環境部 (■ 災対部長・資源環境部長)	環境整備班 環境政策課 資源循環推進課 清掃事務所 板橋東 板橋西	応急・復旧	1 ごみ、し尿の応急的収集及び処理に関する事 2 被災地の環境整備に関する事 3 帰宅困難者の対応に関する事（板橋東、板橋西清掃事務所）
		復興	1 災害廃棄物（がれき）処理計画に関する事
		通常業務	1 石綿の飛散防止対策・指導 2 資源物の収集・運搬業務 3 ごみの収集・運搬 4 直営ごみ収集車の配車・運行管理

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
都市整備部 (■ 災対部長・都市整備部長) 補佐・まちづくり推進室長	都市整備・住宅班 都市計画課 建築指導課 建築安全課 住宅政策課 まちづくり調整課 地区整備課 鉄道立体化推進課 高島平まちづくり推進課	応急・復旧	1 建築物及び宅地（がけ・擁壁）等の被災状況の調査及び応急対策に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 建築物応急危険度判定に関すること
		復興	1 都市復興計画の策定に関すること 2 都市復興計画に基づく建築工事の指導に関すること 3 復興対象地区の指定に関すること 4 災害復興に係る都市計画、再開発事業、土地区画整備事業等に関すること 5 応急住宅対策の調整に関すること
		通常業務	1 建築確認・審査・検査
土木部 (■ 災対部長・土木部長)	土木班 土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどり公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター	応急・復旧	1 道路、交通安全施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 2 河川、道路、橋りょう等土木施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 3 緊急道路の障害物除去及び道路啓開に関すること 4 ライフライン関係企業との連絡調整に関すること 5 公園、児童遊園施設等の点検、被害調査及び応急対策に関すること 6 道路、交通安全施設の復旧及び整備に関すること 7 道路、橋りょう等土木施設の復旧計画に関すること 8 公園、児童遊園施設等の復旧及び整備に関すること
		復興	1 道路工事調整協議会の開催に関すること 2 都市復興マニュアルに基づく道路復興計画の策定に関すること
		通常業務	1 道路パトロール 2 公園パトロール 3 緊急街灯維持工事 4 道路の維持補修工事

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

部	班・課	分掌事務	
教育部 (■ 災対部長・教育委員会事務局次長 ■ 補佐・地域教育力担当部長)	教育庶務班 教育総務課 学務課 新しい学校づくり 課 地域教育力推進課 学校配置調整担当 課	応急・復旧	1 区立学校（避難所含む）・区立幼稚園との連絡調整に関すること
			2 学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること
			3 支援機関との連絡調整に関すること
	4 都教育庁との連絡に関すること		
	復興	1 区立学校及び区立幼稚園の再開に関すること	
		2 り災児童・生徒への学用品等の支給に関すること	
	通常業務	1 教育委員会・校長会の開催	
		2 学校用務業務委託関係事務	
		3 学校職員公務災害関係事務	
	教育指導班 指導室 教育支援センター	応急・復旧	1 教育の臨時措置に関すること
			2 教職員の被災確認（安否）に関すること
		復興	1 り災児童・生徒への支援に関すること
2 り災児童・生徒への教科書等の支給に関すること			
通常業務	1 教職員服務規律の維持・事故の報告		
	2 区立学校の運営		
教育施設班 生涯学習課 大原生涯学習セ ンター 成増生涯学習セ ンター 郷土資料館 中央図書館	応急・復旧	1 帰宅困難者の対応に関すること（大原・成増生涯学習センター・中央図書館）	
		2 文化財の管理・調査及び復旧に関すること	
復興	—		
	応急・復旧	1 学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること	
2 避難所の管理に関すること			
避難所施設班 区立幼稚園 区立小・中学校	復興	1 被災幼児・児童・生徒等の安否確認及び避難先調査に関すること	
		2 被災幼児及び児童・生徒等への支援（メンタルケア含む）に関すること	

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
区議会部 (■ 災対部長・区議会事務局長)	議会班 区議会事務局	応急・復旧	1 区議会議員等の被災確認（安否）に関すること 2 区議会に対する災害情報の連絡に関すること 3 視察の受入れに関すること
		通常業務	1 幹事長会の開催

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

【その他の職員】

その他の職員	構成員	職務
本部員付連絡員	各部局庶務担当課長等	本部長の命を受け、本部員を補佐する。
各部指揮要員	本部員、本部員付連絡員以外の全管理職（校長含む。）	本部長の命を受け、各班の災害応急活動の指揮にあたる。
第1非常配備員	<ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 各課庶務担当係長 危機管理部職員 	本部長の命を受け、各部指揮要員を補佐する。
特別活動員	本部長が指定した者	本部長の命を受け、初動期の活動を行う。
その他の本部の職員	部長、本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、第1非常配備員、特別活動員を除く全ての職員（教員を含む。）	部長の命を受け、各班の災害活動・事務等に従事する。なお、教員の場合は、部長を各部指揮要員である校長と読み替える。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第1部

【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

第2部

下表の順により、当該災害対策各部の中で、原則として組織順により、順々に次席の要員から充当するものとする。

第3部

順位	権限委譲する要員
1	本部員付連絡員
2	各部指揮要員
3	各部庶務担当係長
4	課長補佐
5	担当係長
6	係員

第4部

第5部

第6部

【例】本部員が不在であり、その次席となる本部員付連絡員も不在の場合は、本部員の代行を、その時点で在席している組織順筆頭の各部指揮要員が行い、本部員付連絡員の代行を、その時点で在席している組織順次席の各部指揮要員が行うものとする。

第7部

第3 東京都の役割（東京都地域防災計画より）

- (1) 東京都防災会議に関すること
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する
こと
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること
- (7) 緊急輸送の確保に関すること
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- (9) 人命の救助及び救急に関すること
- (10) 消防及び水防に関すること
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (12) 外出者の支援に関すること
- (13) 応急給水に関すること
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- (16) 区市町村による住民防災組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から
得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること
- (18) 災害復興に関すること
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- (21) 事業所防災に関すること
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること
- (24) 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第4 都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋）

名称	内容
警視庁 第十方面本部 板橋警察署 志村警察署 高島平警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 4 遺体の調査等及び検視に関する事。 5 交通の規制に関する事。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 第十消防方面本部 板橋消防署 志村消防署	1 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 5 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。
消防団 板橋消防団 志村消防団	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災、その他災害の警戒及び活動に関する事。 3 人命の救助及び応急救護並びに救急に関する事。 4 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに自主防災態勢の指導育成に関する事。
建設局 第四建設事務所 第六建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全及び復旧に関する事。 2 排水機場の保全及び復旧に関する事。 3 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関する事。 4 水防に関する事。 5 河川における流木対策に関する事。 6 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。
水道局 北部支所 板橋営業所	1 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 応急給水に関する事。
下水道局 西部第二下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。
交通局 巣鴨駅務管理所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法）第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当している。

名称	内容
関東地方整備局東京国道事務所 東京国道事務所 万世橋出張所 荒川下流河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。 2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定、又は指導、豪雪害の予防に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。 4 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知しているよう努める。 4 区が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。 5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都や区に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 6 都や区、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第6 自衛隊（東京都地域防災計画より）

名称	内容
陸上自衛隊 (第1師団)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施
海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	2 災害派遣の実施に関すること (1) 人命、又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護、又は応急復旧
航空自衛隊 (作戦システム運用隊本部)	(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第7 指定公共機関（東京都地域防災計画より）

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益の事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

平常時にあっては、区の防災会議、発災時には、区の災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定している。

名称	内容
日本郵便株式会社 板橋郵便局 板橋北郵便局 板橋西郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
株式会社NTT東日本 東京北支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東京電力グループ 大塚支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全確保に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス株式会社 東京東支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置、供給及び製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
首都高速道路株式会社 東京東局	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割

第2節 区及び関係各機関の役割

第8 指定地方公共機関（東京都地域防災計画より）

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

区においては、以下の機関を指定している。

名称	内容
東武鉄道株式会社 東上業務部	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東京都トラック協会 板橋支部	1 災害時における貨物（トラック）自動車による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第9 その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より）

名称	内容
医師会 板橋区医師会 板橋区歯科医師会 板橋区薬剤師会 板橋区柔道整復師会	1 医療救護活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。

第10 区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より）

名称	内容
区民	区民は、震災時の被害を防止するため、相互に協力するとともに、区が行う防災事業に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
事業者	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

第11 災害緊急事態の布告

ア 概要

災害対策基本法第105条では、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき以上かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる」とされている。

これまでの災害において、災害緊急事態の布告は宣言されたことがなかった。しかし、本編で被害を想定している首都直下地震や南海トラフを震源域とする巨大地震が発生した際は、起り得る被害の大きさから災害緊急事態の布告が発せられる可能性がある。このため、災害緊急事態の概要、布告後の役割等について確認する。

イ 災害緊急事態布告後の各機関の役割

■ 区

- 区民に対し、買い占めや不要不急の外出の自粛等の協力を要請する
- 区内に甚大な被害が発生していない場合においても、災害対策本部の設置を検討する
- その他、下記の国の取り組みに協力する など

■ 区民

- 買い占めや不要不急の外出の自粛等、国の要請に協力する など

ウ 布告に伴う特例（規制緩和）

災害緊急事態の布告に伴い、以下の関係法令の規制が緩和される。これらは布告に伴い自動的に適用可能となるため、区は迅速な災害応急対応を図ることとする。

- ・避難所及び応急仮設住宅における消防法第17条の規定は適用しない。ただし安全のため必要な処置を講じる必要がある。
- ・臨時の医療施設の開設にあたり、医療法第4章の規定は適用しない。
- ・火葬許可及び埋葬許可の手続きに関する手続きの特例を定めることができる。
- ・環境大臣による廃棄物処理特例地域の指定及び同地域内での廃棄物の運搬・処分業務の許可制の免除。
- ・被災者等の権利利益の保全、義務の免責、破産手続き開始決定や相続の承認等の期間の特例。

など

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 区等の基本的責務と役割
第2節 区及び関係各機関の役割

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部